

税務・人事労務ワンポイント (368)

所得税改革

税理士 嶋 賢治

働き方の多様化を受けた所得税改革が20年1月にスタートしました。

具体的には給与収入

から差し引いて課税所得を少なくできる給与所得控除を10万円減らし、代わりに基礎控除を10万円増やす内容となっています。

この結果、年収が850万円までの給与所得者の税金は変わりませんが、企業と雇用契約を結ばずに「単発の仕事」を請け負うフリーランスで働く人の税負担が軽減されます。

給与所得控除の減額と基礎控除の増額が同額なので、スタップの月々の給与の源泉徴収税額はこれまでと変わりません。

ただ給与所得控除の上限も併せて引き下げられるため、甲欄適用

者の月額給与が70万7千円からと、乙欄適用者の28万7千円からは控除する源泉所得税額は大きくなっていますのでご注意ください。

基礎控除はすべての納税者に対して適用されるものなので、その金額が10万円大きくなったことで、フリーランス以外の個人事業者も20年分の所得税・住民税はその分少なくなります。

ただし基礎控除48万円が適用されるのは合計所得金額が2400万円以下の場合に限られます。合計所得金額が2400万円を超えらると、基礎控除の額は段階的に引き下げられ、

2500万円を超えた場合は控除対象から外れることとなります。住民税についても同じような改正になっていますので、高額所得者は間違いなく増税になります。

このような改革は、日本社会の働き方の多様化に合わせたもので、現在、アルバイトやパートと呼ばれている形態は企業と雇用契約を結びますので、本人

たちは給与所得者です。フリーランスは、企業と雇用契約を結ばずに「単発の仕事」を請負という形で働きますので、事業所得者です。さらにギグワーカーという働き方も生まれて

います。

ギグワーカーとはフリーランスのように「単発での仕事」をこなす働き方をしますが、請負で仕事を受けません。アルバイトのように、サービス提供者とギグワーカーをつなぐプラットフォーム事業者と雇用契約を結びますので、いわばフリーランスとの中間的働き方になるものです。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/